

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)

<略>

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専門委員による協議会

<略>

（会議の公開の決定等）

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる会議

(2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。

4 第2項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。

5 審議会は、第2項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、当該会議の傍聴の方法は、次に掲げるいずれかの方法のうち、審議会が認めたものによるものとする。

- (1) 当該会議の開催場所に入場させる方法
 - (2) 審議会の会議の映像及び音声を視聴することができる場所を設け、当該場所においてこれを視聴させる方法
 - (3) 審議会の会議の映像及び音声を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により視聴させる方法
- 3 第1項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。
- 4 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- 5 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」という。）を、第2項第1号及び第2号に掲げる方法による傍聴の場合にあっては、傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを、同項第3号に掲げる方法による傍聴の場合にあっては、会議資料の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を傍聴者の視聴に供することを定めるよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。
- 6 第4項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

＜略＞

（会議録の作成）

- 第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。
- 2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

＜略＞

- 4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

＜略＞

（会議録の公表）

- 第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当

した会議の会議録は、非公表とすることができる。

- 2 第3条第2項、第3項及び第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。
- 3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録(公表とされたものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。

(1) 所管部署での閲覧

(2) 行政資料コーナーへの配架

(3) 市ホームページへの掲載

- 4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。
- 5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

<略>

(審議会の担当事務及び委員氏名の公表)

第8条 審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担当事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めたときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

<略>

○枚方市情報公開条例(抜粋)

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。

ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。